

わんにゃんドーム 出展規約

1.規定の遵守

出展者は主催者が定める一連の「出展規約」等についてこれを遵守します。

2.出展物

原則としてペットに関する商品、情報とする。例えば食器、住まい、ファッションウェア、おもちゃ、ぬいぐるみ、飼育用品、書籍、絵本、ビデオなど。生体販売は不可です。

3.出展の申込

主催者が出展申込書を受領し、受領書をお送りした時点を申込受付とします。主催者が申込を受理した後、出展料金をご請求します。指定された期日までに指定の銀行窓口口座へお振込みください。期日までにお振込がない場合、主催者は申込を取り消す権利を持ちます。

4.展示会の中止・延期

主催者は、地震、風水害、荒天、事件、事故、疫病、猛暑など主催者の責によらない不可抗力による開催縮小、中止、または延期をすることがあります。主催者はこれによって生ずる出展者その他の損害について責任を負わないものとします。

5.出展のキャンセル

出展申込後の出展取消し・解約は原則認めないものとします。但し、主催者が不可抗力と認め解約を承認する場合は、出展者は下記の通り解約料を主催者に支払うものとします。

①受領日の到着日から開催30日前まで

→出展料金の50%

②開催29日前から開催終了日まで

→出展料金の全額

6.小間位置の決定

出展小間の位置は、主催者が出展内容・サービス、小間数、申込順などを考慮の上、決定します。

7.禁止行為

過度の音響、煙、臭気等により、他者に迷惑をかけないように注意してください。裸火の使用は禁止します。

8.出展物の管理

主催者は出展物の管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、損害損失（盗難、紛失、火災、損傷等）については責任を負わないものとします。

9.反社会性力に対する取り決め

出展者は自己、自己の役員、従業員、その代理もしくは媒介する者が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者等の反社会勢力ではないこと、また各都道府県が定める暴力団排除条例を遵守することを確約するものとします。万一そのような事実が判明した場合、主催者は出展契約を解除する権利を有します。この場合も出展者は本項で定める規定によってキャンセル料を支払う義務を負うものとします。